

国立公園満喫プロジェクト有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 政府が平成28年3月30日に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の推進を図るために必要な助言を得ることを目的として、国立公園満喫プロジェクト有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 有識者会議は、国立公園満喫プロジェクトを推進するために、次に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) 国立公園におけるインバウンド増加の考え方
- (2) 国立公園満喫プロジェクトの実施箇所の選定にあたっての考え方

(構成)

第3条 有識者会議は環境省から依頼された有識者をもって構成する。

(運営)

第4条 有識者会議は、座長が議事進行を行う。

- 2 座長は、環境省が委員の中から選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、有識者会議への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが有識者会議に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 有識者会議は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 有識者会議の事務局は、環境省自然環境局国立公園課に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することが出来る。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、有識者会議の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。